

「塩酸ジフロキサシン」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について（8月22日付けで食品健康影響評価を依頼した事項）

1. 経緯

「塩酸ジフロキサシン」については、平成16年10月29日付で農林水産大臣から食品安全委員会委員長あてに、薬事法の規定に基づく再審査に係る食品健康影響評価を依頼され、平成17年7月14日付けで食品安全委員会委員長から農林水産大臣あてに食品健康影響評価結果が通知されたものである（別添参照）。今般、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 塩酸ジフロキサシンについて

塩酸ジフロキサシンはニューキノロン系の合成抗菌剤であり、我が国では豚における細菌性肺炎の治療を目的として使用されているが、我が国において残留基準は設定されていない。

FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、EUにおいて承認され、残留基準が設定されている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「塩酸ジフロキサシン」の食品中の残留基準設定について検討する。